

新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置（緊急小口資金等）の申請受付期間の延長等について

事前に魚津市社会福祉協議会：23-0899 までご連絡ください。

(1)緊急小口資金等の特例貸付の申請期間の延長について

○緊急小口資金

申請受付期間を令和4年3月末まで延長します。

対象者

- ①新型コロナウイルスの影響による収入の減少により、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

○総合支援資金（新規貸付）

申請受付期間を令和4年3月末まで延長します。

対象者

- ①新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ②自立相談支援機関（富山県東部生活自立支援センター）による支援を受けることに同意される方（世帯）（必須となります。）

○総合支援資金（再貸付）

申請受付期間を令和3年12月末まで延長します。

対象者

- ①新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ②自立相談支援機関（富山県東部生活自立支援センター）による支援を受けることに同意される方（世帯）（必須となります。）
- ③緊急小口資金及び総合支援資金の貸付（資金交付）が終了した世帯再貸付の資金交付期間は最大で3か月まで⇒さらなる延長貸付はありません。

(2)緊急小口資金等の特例貸付の返済開始時期の延長について

現在令和4年3月末としている措置期間について、令和4年12月末まで延長となります。